

日常生活自立支援事業

(地域福祉権利擁護事業)

～暮らし・あんしん 応援します～

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会



事業の概要

社会福祉法に定められた事業であり、福祉サービスの利用や家賃・公共料金等の支払い、生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、ご本人との契約に基づき支援します。

対象となる方

 次のすべてに該当される方

- (1) 高齢の方や知的・精神に障害のある方などで、判断能力が十分でない方
- (2) 契約の意思があり、契約の内容を理解できる方
- (3) 在宅で生活されている方、又は入院中等で在宅復帰の見込みのある方

支援の内容 ※支援内容は、ご本人の困りごとや希望をお聞きして、一緒に考えながら決めます。

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等に関する支援

(2) 日常的な金銭管理

金銭管理に関する相談、助言や生活費の払戻し、公共料金、家賃、医療費等の支払いのための金融機関への同行又は代行

(3) 通帳・印鑑の預かり

(1)と(2)の支援にあたって必要な通帳・印鑑(金融機関届出印)の預かり
※ただし、高額の通帳はお預かりできません。

(4) 郵便物の管理

郵便物の内容確認と行政等への必要な手続きの支援



利用料金

支援内容	料金
福祉サービスの利用援助	1,000円/時間 1時間を超えた場合は、30分ごとに500円ずつ加算
日常的な金銭管理	
郵便物の管理	
通帳・印鑑の預かり	1か月250円

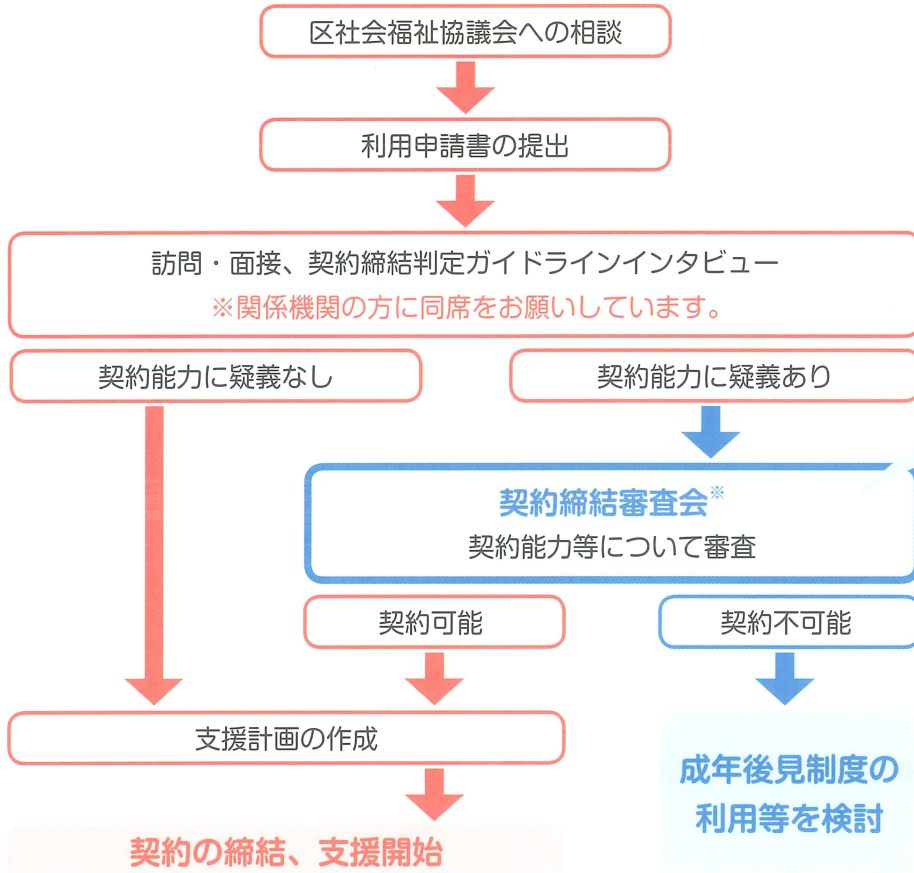
こんにちは



※支援に必要な生活支援員の交通費はご本人が負担

※生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません

相談から支援開始までの流れ



※契約締結審査会

- 医療、法律、福祉の専門家で構成
- 次の事項について審査等を行います
 - ①契約能力
 - ②支援の必要性
 - ③支援計画の内容
 - ④解約の適否
 - ⑤専門員への助言



担当者

「専門員」

区社会福祉協議会の職員

利用に関する相談に応じ、ご本人の希望に沿って支援計画を作成し、契約を結びます。また、契約後は関係機関と連携しながら、支援内容の点検やご本人の状況を確認します。



「生活支援員」

所定の研修を修了し、京都市社会福祉協議会に登録した臨時職員

支援計画に基づき、ご本人のご自宅等を定期的に訪問し、支援します。



相談・お問い合わせ

京都市社会福祉協議会 生活支援部 TEL.(075) 354-8734

京都市社協

検索



北区社会福祉協議会
TEL.(075) 441-1900

上京区社会福祉協議会
TEL.(075) 432-9535

左京区社会福祉協議会
TEL.(075) 723-5666

中京区社会福祉協議会
TEL.(075) 822-1011

東山区社会福祉協議会
TEL.(075) 551-4849

山科区社会福祉協議会
TEL.(075) 593-1294

下京区社会福祉協議会
TEL.(075) 361-1881

南区社会福祉協議会
TEL.(075) 671-1589

右京区社会福祉協議会
TEL.(075) 865-8567

西京区社会福祉協議会
TEL.(075) 394-5711

伏見区社会福祉協議会
TEL.(075) 603-1287